

〈定期積金〉商品概要説明書(1/2)

平成25年1月4日 現在

1. 商品名	定期積金
(愛称)	スーパー積金
2. 販売対象	どなたでもご利用できます。(法人および個人)
3. 契約期間	6か月、1年、2年、3年、4年、5年
4. 払込	
払込方法	定期または数回にわたり掛金の払込ができます。
払込金額	1,000円以上
払込単位	1,000円単位
5. 支払方法	満期日(払込が遅れた場合は修正満期日)以降に一括して給付契約金をお支払いします。
6. 利息 (給付補填金)	
適用金利 (利回り)	・ 固定金利 契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
給付補填金の支払方法	給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・ 個人の方の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・ 普通預金および当座預金からの自動振替による受入れができます。
10. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満のもの … 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上のもの … 約定年利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)
11. 金利情報の 入手方法	金利(年利回り)は店頭のコピー表示ディスプレイまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措 置・紛争解 決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。  紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

## 〈定期積金〉商品概要説明書(2/2)

平成25年1月4日 現在

13. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または、約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を差し引かせていただきます。</li><li>・ 満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li><li>・ この預金は、「定期積金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。</li><li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。 平成14年3月末までは全額保護(給付補填金を含む)されますが、その後は預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li></ul>
--------------------	--